

都立学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

東京都教育委員会

目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する考え方	2

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底	3
2 教育活動上の留意点	4
3 登校の判断	7
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	8
5 年間行事計画等の見直し	8
6 特別支援学校における留意点	8
7 教職員の健康管理	9
8 教職員の勤務・サービス	9

II 臨時休業編

1 感染者が出た場合	10
2 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合など)	11
3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置	11

添付資料

- ・ 清掃チェックリスト
- ・ 健康チェック表
- ・ 職員関連通知等一覧

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインに基づき、東京都教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意下さい。

感染症対策に関する考え方

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避

①換気の悪い密閉空間

②多くの人が密集

③近距離での会話や発声

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底（国ガイドライン別添1のP1～4）

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒等には、検温票を配付し、毎日記入・提出を求めること。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

エ 通学時には、公共交通機関内での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、換気

設備を設置している学校においては、適切に使用する。

(別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。)

ウ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避けること。

また、この間実施した臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、新学期の学習の際に補う計画を立てるなど適切な対応を行うこと。

(1) 時差通学

当面の間、電車・路線バスによる通学が混雑時を避けた時間帯となるよう、始業時刻・終業時刻を定める。

(例) 10時始業、16時完全下校

なお、都立特別支援学校のうち、中高一貫型聴覚特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科については、時差通学を実施する。

(2) 分散登校

都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校においては、春季休業期間終了後の健康観察を十分に行うとともに、密集を軽減し段階的に教育活動を開始するという観点から、始業式・入学式後の4月12日までの期間は、学年ごとに登校日を1日定める分散登校を実施する。

その際、十分な空間のとれる他の教室を活用するなど、教育活動の場の工夫に努めること。

また、その後の状況に応じ、分散登校の継続もあり得る。

なお、登校日に当たっていない学年は、あらかじめ与えられた課題を基に自宅で学習を行う。

(例) 4月 8日 (水) 1学年

4月 9日 (木) 2学年

4月 10日 (金) 3学年、定時制は3・4学年

(3) 学年集会（朝礼）

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導（国ガイドライン別添1のP8）

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控える。やむを得ず、児童・生徒の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用するなどについて指導する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

（例）

- ・ 体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は行わず、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体カトレーニングを行う。
なお、体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・ 音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は行わない。
- ・ 家庭においては、調理実習は実施しない。
- ・ 専門学科等において、食品加工の実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品については、外部への提供を行わない。また、調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないよう配慮する。
- ・ 特別支援学校で実施する実習のうち、校内カフェにおいて外来者を招く活動は行わない。また、職業に関する教科で食品加工の実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品は不特定多数の人への提供は行わない。

エ 授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

(5) 学校給食及び昼食（国ガイドライン別添1のP9）

ア 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。

- (6) 休憩時間 (国ガイドライン別添1のP4)
- ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。
 - イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用后などに、手洗いを徹底する。
- (7) 部活動 (国ガイドライン別添1のP9)
- ア 授業日以外は実施しない。
 - イ 対外試合等、多数の児童生徒等が集まる場への参加は自粛する。
 - ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
 - エ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
 - オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
 - カ 基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。
- (8) 生徒会活動
- ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で出来るように工夫する。
 - イ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。
- (9) 学校行事 (国ガイドライン別添1のP8)
- ア ホームルーム合宿、修学旅行、遠足、映画鑑賞教室など宿泊を伴う行事や校外での活動は、延期又は中止する。
 - イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学年ごとに登校を分散させるとともに、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。特別支援学校においては、児童生徒等を分散させて受診できるように工夫する。
なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。
 - ウ 講演会、避難訓練、宿泊防災訓練、球技大会など児童生徒等が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止する。ただし、避難経路の確認については工夫して確実にを行う。
- (10) 保護者会、学校運営連絡協議会等
- ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

(11) 下校指導

下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

3 登校の判断 (国ガイドライン別添1のP4、5)

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒等について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長

が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

(国ガイドライン別添1のP6)

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

5 年間行事計画等の見直し (国ガイドライン別添1のP7、8)

当面は、本通知に基づき新年度の教育活動を実施するが、分散登校等により計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。

6 特別支援学校における留意点

(国ガイドライン別添1のP1～5、9)

(1) スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

ア 運送契約に基づき、通常通りの運行とする。

イ 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。

ウ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。

エ スクールバス・医療的ケア児専用通学車両乗車中は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。

オ バス事業者には別途、都教育委員会から、感染予防に係る取組について通知する。

(2) 寄宿舎における対応について

ア 寄宿舎においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対

応するなど、「国ガイドライン及び本ガイドライン」の内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。

イ 入舎する児童・生徒について、感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、在籍する学校が臨時休業となった場合は、都立学校教育部特別支援教育課と寄宿舎における対応を協議すること。

7 教職員の健康管理 (国ガイドライン別添1のP1～4)

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出出勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

8 教職員の勤務・サービス (国ガイドライン別添1のP9)

これまで発出した通知に係る取扱いは、当面の間、継続する。

(別添「職員関連通知等一覧」を参照)

なお、詳細については、別途通知するとともに、今後の感染症の状況等に応じて、適宜見直しを図っていく。

Ⅱ 臨時休業編

1 感染者が出た場合（国ガイドライン別添2のP1）

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、学校健康推進課及び学校経営支援センターに報告する。

ウ 東京都教育委員会（都立学校教育部）は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、衛生主管部局と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1（1）児童生徒等の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ICTを活用する方法も有効であり、検討を行うこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、学校健康推進課及び学校経営支援センターに報告する。

エ この場合、東京都教育委員会（都立学校教育部）は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

（2）教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童生徒等の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

清掃チェックリスト

(場所等)

(月分)

日	実施時間	実施者	日	実施時間	実施者
1			1 7		
2			1 8		
3			1 9		
4			2 0		
5			2 1		
6			2 2		
7			2 3		
8			2 4		
9			2 5		
1 0			2 6		
1 1			2 7		
1 2			2 8		
1 3			2 9		
1 4			3 0		
1 5			3 1		
1 6					

(参考：令和2年3月24日時点)

新型コロナウイルス感染症関連 職員関連通知等一覧

令和2年1月29日 31 教総総第 2131 号

- 「新型コロナウイルスに関連した肺炎にかかる職員の安全確保について（通知）」
 - ・ 服務上の取扱い等

令和2年2月21日 31 教総総第 2309 号

- 「都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る会議及び出張の抑制について（通知）」
 - ・ 会議及び出張の抑制

令和2年2月26日 31 教総総第 2331 号

- 「新型コロナウイルス感染症に係る服務上の取扱いについて（通知）」
 - ・ 服務上の取扱い

令和2年2月28日 31 教総総第 2384 号

- 「新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく都立学校の対応について（通知）」
 - ・ 教職員の勤務について（時差通勤及び自宅勤務の実施等）

令和2年2月28日 31 教人勤第 344 号

- 「都立学校教職員における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」
 - ・ 教職員の勤務について（時差通勤及び自宅勤務の実施等）

令和2年3月3日 31 教総総第 2438 号

- 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の事故欠勤の取扱いについて（通知）」
 - ・ 事故欠勤の取扱い（発熱等の風邪症状のある場合等）

令和2年3月6日 31 教総総第 2465 号

- 「非常勤職員及び臨時職員が新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の取扱いについて（通知）」
 - ・ 非常勤職員及び臨時職員の事故欠勤の取扱い（発熱等の風邪症状のある場合等）